

議案第 6 4 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年（2 0 2 6 年）6 月 2 5 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市は、次のとおり交通事故による損害を賠償する。

1 賠償の理由

令和 7 年（2 0 2 5 年）7 月 1 日午前 1 0 時頃、宝塚市平井 1 丁目 7 番 4 号付近において、環境部クリーンセンター業務課の職員が、業務のため、市車両を後進させたところ、後方への注意が不十分であったため、同車両後方部が、後方で停車していた原動機付自転車の前方部に接触し、その衝撃により同原動機付自転車に乗車していた相手方が体勢を崩し、負傷した。

この事故は、市職員の過失によるものと認められるので、その損害を賠償する。

2 賠償の金額

金 1, 1 2 4, 4 1 1 円

3 賠償の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第 号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

(1) 損害賠償の対象

治療費	499,222円
-----	----------

通院交通費	18,460円
-------	---------

休業損害	6,729円
------	--------

慰謝料	600,000円
-----	----------

(2) 過失による市の負担割合	100%
-----------------	------

(3) 市の相手方に対する賠償金額	1,124,411円
-------------------	------------

事 故 概 要 等 報 告 書

1 事故概要

(1) 発生日時

令和 7 年 7 月 1 日 午前 10 時 00 分頃

(2) 発生場所

宝塚市平井 1 丁目 7 番 4 号付近

(3) 事故相手方

女性（当時 55 歳、市内在住）

(4) 発生状況

市車両（2 t ダンプ車）は粗大ごみの戸別収集を行っていた。収集場所を通り過ぎた可能性があったため、一度停車したうえで後退を開始したところ、すぐ後ろで停車していた原動機付自転車の前面ボディと、市車両の後部ステップ部分が接触した。

この接触による衝撃で、当該原動機付自転車に乗車していた相手方は、体勢を崩し、転倒には至らなかったが、腰部を捻挫する等受傷した。

2 対応経過

R7.7.1 事故発生、警察に届け出、相手方へお詫び

同日付で運転手を 30 日間の運転業務停止措置に処す

R7.7.4 相手方勤務先へお見舞い

R7.8.6 物件損害の示談書締結（賠償額 23,430 円）

R8.6.11 人身損害の示談書締結

3 賠償額の内訳

治療費 499,222 円

通院等交通費 18,460 円

休業損害 6,729 円

慰謝料 600,000 円

合計 1,124,411 円 ※市有物件共済が支払うため、市の予算対応は不要

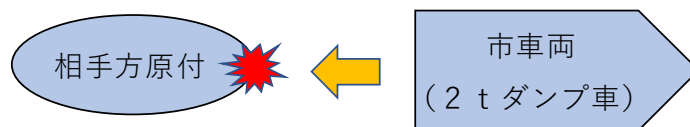
4 再発防止

収集業務にあたる全職員に対して後方確認の徹底を改めて指導した。

その他、市のごみ収集車を民間自動車教習所に持ち込んで行う実地講習や、宝塚警察署の担当者を招いて行う交通安全講習会の他、職員相互による勉強会等を継続して実施していく。

(事故状況図・写真)

店舗前スペース



後方への注意が不十分なまま
後退し、接触

宝塚市平井1丁目7番4号付近

歩道

相手方原動機付自転車 全体



相手方原動機付自転車 前面①



相手方原動機付自転車 前面②



市車両 全体



市車両 後方



市車両 後方拡大

